

## 「訪問型サービス」における報酬請求上の注意点について ② (相当サービスとサービスA事業の併用の場合)

H28.11.24修正版

○訪問型サービスの「相当サービス」と「サービスA事業」を併用する場合には、両サービスの単位数(加算を除く)の合計に対し、次のとおり上限が設けられるので、ご注意ください。

事業対象者・要支援1・2	週に1回程度	併用上限	1,168単位
事業対象者・要支援1・2	週に2回程度	併用上限	2,335単位
事業対象者・要支援2	週に2回超える	併用上限	3,704単位

※併用の上限額は、相当サービスの上限額と同じです。

(例1) 週に1回程度の利用者に対し、相当サービス事業を1月に2回、サービスA事業を1月に2回提供した。

⇒ (266単位×2回) + (220単位×2回) = 972単位 < 併用上限 1,168単位 のため

**972単位の請求**

(例2) 週に1回程度の利用者に対し、相当サービス事業を1月に2回、サービスA事業を1月に3回提供した。

⇒ (266単位×2回) + (220単位×3回) = 1,192単位 > 併用上限 1,168単位 のため

~~1,168単位の請求~~ (※この超過分は利用者の全額自己負担にはできません)

**請求できません** (併用上限の1,168単位以内での計画としてください)

修正箇所

※相当サービスとサービスA事業が別々の事業所で実施された場合の併用であっても同様です。

## 「通所型サービス」における報酬請求上の注意点について ② (相当サービスとサービスA事業の併用の場合)

H28.11.24修正版

○通所型サービスの「相当サービス」と「サービスA事業」を併用する場合には、両サービスの単位数(加算を除く)の合計に対し、次のとおり上限が設けられるので、ご注意ください。

事業対象者・要支援1	週に1回程度	併用上限	1,647単位
事業対象者・要支援2	週に2回程度	併用上限	3,377単位

※併用の上限額は、相当サービスの上限額と同じです。

(例1) 要支援1で週に1回程度の利用者に対し、相当サービス事業を1月に2回、サービスA事業を1月に2回提供した。  
 $\Rightarrow (378\text{単位} \times 2\text{回}) + (336\text{単位} \times 2\text{回}) = 1,428\text{単位} < \text{併用上限 } 1,647\text{単位}$  のため  
**1,428単位の請求**

(例2) 要支援1で週に1回程度の利用者に対し、相当サービス事業を1月に2回、サービスA事業を1月に3回提供した。  
 $\Rightarrow (378\text{単位} \times 2\text{回}) + (336\text{単位} \times 3\text{回}) = 1,764\text{単位} > \text{併用上限 } 1,647\text{単位}$  のため  
~~1,647単位の請求~~ (※この超過分は利用者の全額自己負担にはできません)  
**請求できません** (併用上限の1,647単位以内での計画としてください)

修正箇所

※相当サービスとサービスA事業が別々の事業所で実施された場合の併用であっても同様です。